

平成22年9月10日

第2213号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 漁業災害補償法による付保義務の発生（442・団体指導室）…………… 1
- 保安林予定森林の指定通知（443・森林整備課）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（444・秋田地域振興局総務企画部）…………… 1

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）…………… 2
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 3

教育委員会規則

- 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（16・高校教育課）…………… 4

告 示

秋田県告示第442号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する特定第2号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年9月10日

秋田県知事 佐竹敬久

仁賀保加入区 さけ小型定置漁業

金浦加入区 さけ小型定置漁業

象潟加入区 さけ小型定置漁業

秋田県告示第443号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年9月10日

秋田県知事 佐竹敬久

1 保安林予定森林の所在場所 由利本荘市吉沢字幅附3、岩城二古字察長根北平7の1、7の2、字察長根6、岩城富田字寺田沢24の1、36の1、36の7、36の9、36の10、36の11、36の13

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺田沢24の1、字幅附3・字察長根北平7の1・7の2・字察長根6・字寺田沢36の1・36の11（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第444号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成22年8月30日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社佐藤製作所
秋田市新屋豊町8番30号
代表取締役 佐 藤 好 夫
秋田県知事許可(般-19)第10706号
- (3) 処分の内容
鋼構造物工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成22年8月30日付けで鋼構造物工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成22年8月31日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社管オオタミ
秋田市濁川字蟹子沢60番地
代表取締役 加 藤 則 明
秋田県知事許可(般-17)第40732号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成22年8月31日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 賃貸借事業名
公共土木施設台帳等共有サーバ機器賃貸借
 - (2) 借入物品名及び数量
サーバ機器 1式
 - (3) 借入物品の仕様等
仕様書のとおり
 - (4) 納入期限
平成22年11月12日(金)
 - (5) 賃貸借期間
平成22年12月1日から平成27年11月30日まで
 - (6) 借入物品の設置場所
仕様書のとおり
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。
 - (3) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札参加資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に搭載されていること。
 - (4) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班（電話番号018-860-2419）

- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年9月10日（金）から同月17日（金）までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年9月27日（月）午前10時30分

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎6階 西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

- (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

- (4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

- (5) その他

詳細は入札説明書による。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月10日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	秋田市橋山登町234番52	宅地	4,945.10	101,000,000
2	大仙市大曲住吉町23番1	宅地	241.97	7,310,000
3	大仙市大曲住吉町23番3	宅地	241.98	6,390,000
4	横手市大屋新町字中野117番53	宅地	318.06	4,345,000
		居宅	108.64	0

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2736） 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成22年9月10日（金）から同月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
2～3	仙北地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0187-63-5223）	平成22年9月10日（金）から同月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号	で
4	平鹿地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話0182-32-1294) 〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	平成22年9月10日(金)から同月21日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室	平成22年9月29日(水)午前10時
2	仙北地域振興局庁舎第5会議室	平成22年9月22日(水)午前10時30分
3	仙北地域振興局庁舎第5会議室	平成22年9月22日(水)午前11時
4	平鹿地域振興局庁舎大会議室	平成22年9月22日(水)午後1時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。)

5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合
住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (2) 法人の場合
法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課(電話018-860-2736)に照会のこと。

教育委員会規則

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年九月十日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十六号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則(平成二十二年秋田県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表(一)の表秋田県立湯沢翔北高等学校の項中	「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">総合ビジネス科</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">111〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工業技術科</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">111〇</td> </tr> </table>	総合ビジネス科	〃	111〇	工業技術科	〃	111〇	」
総合ビジネス科	〃	111〇							
工業技術科	〃	111〇							
		を							

商業科	〃	七〇
情報処理科	〃	七〇
総合ビジネス科	〃	七〇
電子機械科	〃	一四〇
工業技術科	〃	七〇

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号